

「大津市熱心まちづくり出前講座」の開催に伴う 新型コロナウイルス感染症の基本的感染対策について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症に変更されました。令和5年5月8日以降の基本的感染対策は、主体的な選択が尊重され、個人や事業主の判断に委ねられることが基本となります。

今後は、基本的な感染対策について、次のことを参加者全員に周知していただきますよう、お願いいたします。

●基本的な感染対策について

- ①受講者は、手洗い等の手指衛生を実施してください。
- ②受講中は、適度な換気を実施してください。
- ③受講後は、ドアノブや机、椅子、マイクなど、利用した箇所の消毒を実施してください。

ご理解・ご協力をお願いします